# 実力養成本科生L·実力養成本科生

「実力養成本科生L」「実力養成本科生」は、アウトプット中心のカリキュラムです。実力養成答練で数多くの問題演習を行い、行政書士試験に向けた実戦訓練を徹底的に行います。実力養成答練の解説講義によって、行政書士試験合格のために必要とされる知識を整理しつつ、問題に対する取り組み方から答えの導き方(=実戦力)まで、解答へのアプローチを学びます。

また、「実力養成本科生L」では、実力養成答練に加え、「実力キープアップ講義」を行います。知識をテーマ別に編集した「実力キープアップテキスト」により、お持ちの知識を本試験で使える実戦的な知識に整理・ブラッシュアップし、インプットの強化も図ります。

この見本テキストは、「実力養成本科生L」「実力養成本科生」に配付する「実力キープアップテキスト 憲法」の中から、「実力キープアップ講義」の第1回部分を抜粋し、また、体験講義用として「実力養成答練・憲法①」から数問を抜粋したものです。

TACが長年のノウハウを結集して作成したオリジナル教材を、ぜひとも ご覧いただき、TAC行政書士講座の選択の一助となれば幸いです。

#### <実力キープアップテキストの使い方>

#### テーマ 1

行政書士試験合格に必要とされるテーマ(論点)です。実力キープアップテキストに挙 げられているテーマを一つ一つ丁寧に押さえることで、行政書士試験合格に必要なテーマ を網羅的に整理することができます。

#### 重要度★★★

各テーマには、重要度として★★★・★★・★が付してあります。

重要度のランクに関わらず、本文部分は、行政書士試験合格のために必要十分な情報を 掲載しています。ただし、より効率的に学習するための指針として、学習の優先順位・出 題可能性が高いテーマから、★★★→★★→★としてランク付けしてあります。

- ★★★ もっとも基本的・基礎的な項目、過去頻出の項目、他の学習項目の理解の前提となる項目です。★★★項目を最優先に、徹底的に理解・整理して、覚えていきましょう。
- ★★ ★★★と同じく、行政書士試験合格のためには十分に理解・整理しておかな ければならない項目です。
- ★ 優先順位の高い★★★・★★の学習を十分に行った後、さらに行政書士試験 合格を確実にするために押さえておくべき項目です。

# 🦜 重要ポイント

テーマを押さえるにあたって、どこをポイントとして押さえておくべきなのかを示しています。

#### 図解で理解!!

複雑な法律知識は、効率よく整理して、行政書士試験で使える知識にしておかなければなりません。図解を使って法律知識を整理することで、行政書士試験で使える実戦的な知識に加工していきます。

# 「コラム】

出題傾向からみた当該テーマの重要性やテーマの中でもより深く押さえておきたい ところ、理解を深めるための予備知識を掘り下げています。

# 《解答のテクニック》

整理した知識をどのように使うのか、ケアレスミスや引っ掛けに対する注意点など、 実戦的な解答のためのテクニックについて書かれています。

#### <条文番号の表記の仕方>

実力キープアップテキスト・実力養成答練では、多数の条文が出てきますので、見易さをアップさせるため、記号を使用して条文番号を記載しています。

(例) 80 条 1 項前段 → (§80 I 前) 73 条 6 号但書 → (§73⑥但)

#### <過去問情報>

行政書士試験に合格するためには、過去問で出題された知識をほぼ完璧に押さえておく 必要があります。そこで、この実力キープアップテキストでは、どこが過去問で出題され たのかが一目でわかるように、過去問情報(出題年度・問題番号)を明示しています。

(例) 昭和 62 年度問題 36 で出題 → 過去問[62-36]

平成 23 年度問題 3 で出題 → 過去問 [23-3]

もっとも、近時の行政書士試験では、過去問で出題された知識をすべて押さえたとして も、それだけでは合格点を取ることはできません。TAC行政書士講座の調査によります と、過去問で出題された知識をすべて押さえたとしても、平成23年度本試験では半分も得 点することができませんでした(これは驚きの事実です!!)。そこで、この実力キープア ップテキストでは、過去問では出題されていないものの、今後出題が予想される知識もた くさん掲載しています。

受講生のみなさんは、まずは過去問情報を参考にしつつ過去問知識を押さえ、その上で、 過去問では出題されていない知識についても、1つでも多く押さえられるよう学習をして いってください。

#### <多肢・記述キーワードチェック>

行政書士試験では、5 肢択一式の他に多肢選択式・40 字記述式といった形式の出題がなされており、このような形式の問題を苦手とする受講生の方も多いことと思われます。そこで、この実力キープアップテキストでは、多肢選択式で空欄となりそうなキーワード(憲法・行政法)や40字記述式で配点がなされそうなキーワード(民法・行政法)に下線を付してあります。

受講生の方は、このキーワードを意識的に覚えていくことにより、効率的な多肢選択式・ 40 字記述式対策ができることでしょう。

#### <実力養成答練とのリンク>

実力養成答練では、実力キープアップテキストに掲載されている知識を中心に出題していますので、実力養成答練を解いた際に○×の判断ができなかった肢については、必ず実力キープアップテキストで確認しておきましょう。

また、実力養成答練では、実戦力養成のため、実力キープアップテキストに掲載されていない細かい知識を問う問題や、試験の現場で思考することを要求する問題も出題しています。そのような問題(肢)には「◆」のマークを付けていますので、学習時間のあまり取れない方は、「◆」マークの問題(肢)は飛ばしていただいても結構です。

〈TAC〉無断転載・複写を禁じます

# 《実力キープアップテキスト》

憲

法

# 学習の手引き

実力キープアップテキストは、行政書士試験合格のために必要な知識を網羅的・効率的に整理するため、「テーマ別(論点別)」に編集したものです。図表もふんだんに盛り込まれていますので、よりスムーズに知識の整理をすることができます。

また、実力キープアップテキストは、「実力養成本科生L」の講義用のテキストともなっています。

実力養成本科生しでの学習は、

- ① 実力キープアップテキストを使用した「実力キープアップ講義」で、実力養成答練の出題範囲の知識を整理
- ② 実力養成答練を受験
- ③ 実力養成答練の解説講義を受講
- ④ 間違えた問題・肢に関わるテーマを、再度実力キープアップテキストで 整理

という順序で行うとよいでしょう。

実力キープアップ講義では、実力養成答練の出題範囲の中から、特に重要な 論点を中心に講義していきます。実力キープアップテキストの全テーマを講義 することはできませんが、講義で触れなかったテーマについても、実力養成答 練前に、しっかり整理しておくことで、実力キープアップテキストと実力養成 答練の相乗効果がいかんなく発揮され、行政書士試験に合格できるだけの、よ り実戦的な知識が定着していくことでしょう。

〈TAC〉無断転載・複写を禁じます

# 学習の手引き(憲法)

行政書士試験の憲法では、条文・判例の知識を問う問題が大半を占めています。まずは、この実力キープアップテキストに出てきた条文・判例をしっかりと理解し記憶してください。

出題傾向ですが、憲法は条文数が少ないことから、条文の隙間を埋める役割を果たすものである判例が特に重要視されています。実際に、本試験でも、判例を素材とした出題が多くなされています。実力キープアップテキストでは、このような出題傾向に対応すべく、重要判例の事案・判旨を図解の形で整理してあります。受講生のみなさんは、これを利用して重要判例の事案・判旨をしっかりと理解してください。中でも、判旨については、合憲・違憲の結論のみならず、そこに至るまでの理由付けをも押さえておいてほしいと思います。

また、近時の行政書士試験の憲法では、条文・判例の知識を問う問題のみならず、学者の先生方の通説的見解を問う問題も出題されています(例えば、平成 23 年度問題 6)。そこで、この実力キープアップテキストでは、条文・判例のみならず、学者の先生方の通説的見解についても解説しています。もっとも、上記のとおり、行政書士試験の憲法では、条文・判例の知識を問う問題が大半を占めているのですから、まずは条文・判例の知識を固め、その上で余裕があれば、学者の先生方の通説的見解を押さえるようにしてください。その意味でも、条文・判例から離れたテーマ(論点)については、重要度★に設定してありますので、参考にした上で学習を進めるようにしてください。

# テーマ1 憲法の意味

重要度★



#### (1) 重要ポイント

憲法の概念にはどのようなものがあるかを押さえた上で、立憲的意味の憲法の特質を押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

「憲法」の概念は、大きく分けて、形式的意味の憲法と実質的意味の憲法に分類することができます。

#### 2. 形式的意味の憲法

形式的意味の憲法とは、憲法という名前で呼ばれる成文の法典のことです。例えば、「日本国 憲法」がこれに該当します。

この形式的意味の憲法は、その内容がどのようなものであるかは問われていません。

#### 3. 実質的意味の憲法

実質的意味の憲法とは、特定の内容を持った法のことであり、成文であるか不文であるかは問われていません。この実質的意味の憲法は、伝統的に、①固有の意味の憲法、②立憲的意味の憲法の二つに分類されます。 過去間 [21-3]

#### (1) 固有の意味の憲法

固有の意味の憲法とは、国家の統治の基本法のことです。この意味の憲法は、いつの時代の どの国家にも存在します。

#### (2) 立憲的意味の憲法

立憲的意味の憲法とは、立憲主義(専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという思想)に基づく憲法のことです。

フランス人権宣言 16 条は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法をもつものではない」と規定していますが、ここにいう「憲法」は、立憲的意味の憲法を指していると解されています。

この立憲的意味の憲法は、以下のような性質を有しているのが通常であるといわれています。

#### ア、成文憲法

社会契約説によれば、国家は自由な国民の社会契約によって組織され、その社会契約を具体化したものが根本契約たる憲法ということになります。このように、憲法が契約である以上、文書にすることが望ましいといえます。

このことから、立憲的意味の憲法は、一般的に成文の形式をとることとなります。

#### イ、硬性憲法

憲法は、国民の不可侵の自然権を保障することを定めた根本契約です。そのため、憲法によって作られた権力である立法権が憲法を改正することはできず、立法権は憲法に拘束されることになります。

このことから、立憲的意味の憲法は、特別の手続によらなければ改正できない硬性憲法の 性質を有することとなります。

#### 4. 立憲的意味の憲法の特質

#### (1) 自由の基礎法

憲法は、国民の自由の保障に奉仕する規範、すなわち自由の基礎法であるとされています。これは、自然権思想に基づくものです。

#### (2) 制限規範

憲法が自由の基礎法であるということは、憲法が国家権力を制限する基礎法であるということにもなります。

#### (3) 最高法規

#### ア. 形式的最高法規性

憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律・命令・詔勅および国務に関する その他の行為の全部または一部は、その効力を有しません(§98I)。 **過去問[3-26]** 

#### イ. 実質的最高法規性

憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであると規定されています(§97)。これは、憲法の形式的最高法規性の実質的な根拠を明らかにした規定です。

#### 図解で理解!!

#### <憲法の意味>

形式的意味の憲法		憲法という名前で呼ばれる成文の法典
	固有の意味	国家の統治の基本法
	の憲法	
実質的意味		立憲主義(専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障する
ア員的息味 の憲法		という思想)に基づく憲法
り思伝		①自由の基礎法
		②制限規範
		③最高法規

# テーマ2 法の支配

重要度★



#### (1) 重要ポイント

法の支配の原理と戦前のドイツの法治国家(法治主義)の概念の異同を、図解を利用して押さえておくことが重要です。

#### 1. 意義

法の支配とは、専断的な国家権力の支配を排除し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を保障することを目的とする原理のことです。この原理は、中世の法優位の思想に端を発し、英米法の根本原理として発展してきたものです。

法の支配の内容としては、①憲法の最高法規性(§ 98 I)、②権力によって侵されない個人の人権(第3章)、③法の内容や手続は公正でなければならないとする適正手続(§ 31)、④権力の恣意的な行使を制御する裁判所の役割の尊重(§ 76、§ 81)などが重要です。

#### 2. 法治国家との比較

法の支配の原理の類似概念として、戦前のドイツの「法治国家」の概念があります。この概念は、法によって権力を制限しようとする点は法の支配の原理と同様ですが、以下の点で差異があります。

#### (1) 「法」の意味

法の支配における「法」には、内容が合理的でなければならないという実質的要件が含まれており、人権と深くかかわっている概念であるといえます。

他方、法治国家における「法」は、形式的な法律という意味であり、内容がいかなるものであるかどうかとは関係がありません。つまり、「法」が合理的なものであるかどうかは問題となりません。

もっとも、戦後のドイツでは、法内容の正当性が要求され、違憲審査制の採用により不当な 内容の法律が排除されるようになっており、形式的法治国家から実質的法治国家に変化してい ます。

#### (2) 立法過程との関係

法の支配は、権利・自由を制約する法律の内容は国民自身で決定しようとする原理ですから、 民主主義と深く結びついているといえます。

他方、法治国家の概念は、民主的な政治制度と結びついているわけではなく、単に国家作用の形式や手続を示しているだけです。したがって、法治国家の概念は、どのような政治体制とも結びつく形式的な概念であるといえます。

# 図解で理解!!

#### <法の支配と法治国家>

	法の支配	法治国家 (法治主義)
	専断的な国家権力の支配を排除し、権	国政は法律に基づいて行われなければ
<del>本</del> *	力を法で拘束することによって、国民	ならないという考え方
意義	の権利・自由を保障することを目的と	
	する原理	
	内容が合理的でなければならないと	形式的な法律という意味であり、「法」
「法」の	いう実質的要件が含まれており、人権	が合理的なものであるかどうかは問題
意味	と深くかかわっている概念である	とならない
	法の支配は、権利・自由を制約する法	法治国家の概念は、民主的な政治制度と
立法過程	律の内容は国民自身で決定しようと	結びついているわけではなく、単に国家
との関係	する原理であり、民主主義と深く結び	作用の形式や手続を示すものにすぎな
	ついている	V
	アメリカ、イギリス、日本	戦前のドイツ
		※戦後のドイツでは、法内容の正当性が
松田田		要求され、違憲審査制の採用により不
採用国		当な内容の法律が排除されるように
		なっており、形式的法治国家から実質
	_	的法治国家に変化している

# 「コラム】

法の支配は、憲法の条文・判例から離れた概念であり、過去出題のない論点ですが、平成 21 年度問題3では、条文・判例から離れた憲法の意味(固有の意味の憲法と立憲的意味の憲 法)について出題されており、今後は法の支配のような条文・判例から離れた概念も出題さ れる可能性があります。

もっとも、行政書士試験の憲法においては条文・判例の知識を問う問題が大半ですから、こ のような条文・判例から離れた概念は、条文・判例をしっかりと押さえた後で余裕がある場合 のみ勉強すればよいでしょう。

#### テーマ3 国民主権

重要度★★



#### (1) 重要ポイント

「主権」概念の3つの意味とその具体例を、図解を利用しつつ整理して押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

国民主権の原理は、中世における君主の専制的支配に対し、国民の政治主導の理論的支柱とされた原理です。この原理は、近代立憲主義憲法において、国家統治の根本原理として広く採り入れられています。

前文1項は「主権が国民に存する」としていますが、ここでの①「主権」の意義、②「存する」 の意義が問題となります。

#### 2.「主権」の意義

主権の概念は、一般に、①国家の統治権、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権、という3つの意味で用いられています。

#### (1) 国家の統治権

国家の統治権とは、国家の支配権を包括的に示すものであり、「国権」(§41)がこの意味で使われています。

また、「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」(ポツダム宣言WII)という規定の「主権」も、この意味で使われています。

#### (2) 国家権力の属性としての最高独立性

国家権力の属性としての最高独立性とは、主権概念の形成過程からすると、本来的な意味の 主権です。

「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、 他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる」(前文Ⅲ)という規定の「主権」は、 この意味で使われています。

#### (3) 国政についての最高の決定権

国政についての最高の決定権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威という意味であり、その力または権威を君主がもつ場合を君主主権、国民がもつ場合を国民主権といいます。

「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(前文 I )という規定や「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(§ 1 )という規定の「主権」は、この意味で使われています。

#### 3.「存する」の意義

主権が国民に存するとは、国の政治の在り方を最終的に決定する権力は国民自身が行使するという要素(権力的契機)と、国家の権力行使を正当付ける究極的な権威が国民に存するという要素(正当性の契機)が含まれています。

日本国憲法において、主権が国民に存するといえるためには、代表制に関して少なくとも普通 選挙制が採用されていることが必要であると解されています。なぜなら、日本国憲法における国 民主権原理は、立憲主義の中で普通選挙制が一般化した段階で採用されたものだからです。

もっとも、代表者が自己の選挙区の意思に法的に拘束されること(命令的委任)までは要求されていません。むしろ、43条が「全国民の代表」といっていることからすれば、命令的委任は排除されているとみることができます。 過去間 [23-61

#### 図解で理解!!

# <主権概念> 過去問 [12-6]

意義	国家の統治権	国家権力の属性としての最	国政についての最高の
尽我		高独立性	決定権
	①日本国ノ「主権」ハ本州、	政治道徳の法則は、普遍的	①ここに「主権」が国民
	北海道、九州及四国並ニ	なものであり、この法則に	に存することを宣言
	吾等ノ決定スル諸小島	従ふことは、自国の「主権」	し、この憲法を確定す
	ニ局限セラルベシ(ポツ	を維持し、他国と対等に立	る(前文 I )
日井樹	ダム宣言Ⅷ)	たうとする各国の責務であ	②天皇は、日本国の象徴
具体例	②連合国は、日本国及びそ	ると信ずる(前文Ⅲ)	であり日本国民統合
	の領水に対する日本国		の象徴であつて、この
	民の完全な主権を承認		地位は、「主権」の存
	する(日本国との平和条		する日本国民の総意
	約1条 (b))		に基く (§1)

# 《解答のテクニック》

主権概念については、平成 12 年度問題 6 で選択肢のうち一つだけ意義が異なるものはどれかを問う問題が出題されており、上記の図解を押さえていれば容易に正解を導くことができるものでした。このように、紛らわしい用語については図解の形で押さえておくと、知識が整理されて効果的です。

そこで、この実力キープアップテキストでは、テーマごとに図解を掲載し、知識を整理しても らえるよう工夫していますので、是非とも有効活用していただきたいと思います。

# テーマ4 天 皇

重要度★★



#### (┫) 重要ポイント

天皇の国事行為には、内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命がありますが、その他の国家機関の選任についても、図解を利用して押さえておくことが重要です。

#### 1. 象徴天皇

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国 民の総意に基づくとされています(§1)。 **過去問[6-21]** 

なお、判例は、天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばないとしています(最判平元.11.20)。

#### 2. 皇位継承

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承するものとされています(§ 2)。世襲制は、国民の意思とかかわりなく天皇の血縁者に皇位を継承させる制度ですから、民主主義の理念および平等原則に反するものといえます。しかし、日本国憲法は、天皇制存置のため必要と考え、世襲制を規定しています。 過去間 [10-21、17-3]

#### 3. 天皇の権能

#### (1) 範囲

天皇は、憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しません(§4

- I)。ここにいう国事に関する行為には、以下のものがあります。 **過去問 [6-21、10-21]** 
  - ①内閣総理大臣の任命(§ 6 I)

過去問 [7-21、11-21、18-4]

②最高裁判所の長たる裁判官の任命(§6Ⅱ)

過去間「63-30、2-23、4-25、6-21、7-21、8-25、10-21、11-251

- ③憲法改正・法律・政令・条約の公布(§7①)
- 過去問 [7-21、11-21、18-4]

④国会の召集(§7②)

過去問 [2-26、7-22、8-24、9-23]

⑤衆議院の解散 (§ 7③)

- 過去問 [11-21、15-6、18-4]
- ⑥国会議員の総選挙の施行の公示(§ 7④)

- 過去問 [1-27]
- ⑦国務大臣および法律の定める官吏の任免並びに全権委任状および大使・公使の信任状の認証(§ 7⑤) **過去問[18-4]**

10

⑧大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の認証(§7⑥)

過去問 [1-27、3-25、7-21、18-4]

⑨栄典の授与(§ 7⑦)

過去問 [1-27]

⑩批准書および法律の定めるその他の外交文書の認証(§7®)

過去問 [7-22]

⑪外国の大使・公使の接受(§79)

①儀式を行うこと (§ 7 ⑩)

#### (2) 要件

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を 負うものとされています(§3)。 **過去問[6-21、9-24、11-21]** 

#### (3) 代行

#### ア、国事行為の委任

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができるとされています( $\S$ 4 $\Pi$ )。 **過去間 [6-21、10-21]** 

#### イ、摂政

天皇の権能は、天皇が成年に達しないとき、または精神・身体の重患または重大な事故により自ら国事に関する行為を行うことができないときは、摂政が代行します(皇室典範§16)。 そして、皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行うとされています(§5前)。 過去問[10-21]

#### 4. 皇室の経済

#### (1) 皇室の財産授受の制限

皇室に財産を譲り渡し、または皇室が財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議 決に基づかなければなりません(§ 8)。この趣旨は、皇室へ財産が集中することや、皇室が 特定の個人や団体と特別な関係を結ぶことで不当な支配力を持つことを防ぐ点にあります。

#### (2) 皇室財産と皇室の費用

すべて皇室財産は、国に属するとされています(§88前)。また、すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならないとされています(§88後)。

過去問「5-25、9-26、17-61

#### 図解で理解!!

#### <国家機関の選任>

	<b>内</b> 即巡珊十五	因数十氏	最高裁判所	最高裁判所	下級裁判所
	内閣総理大臣	国務大臣	長官	裁判官	裁判官
指名	国会		内閣		最高裁判所
111/1	(§6I)		(§6Ⅱ)		(§80 I前)
HΔ	天皇	内閣総理大臣	天皇	内閣	内閣
任命	(§6I)	(§68I)	(§6Ⅱ)	(§79I)	(§80 I 前)
認証		天皇(§7⑤)			

#### テーマ5 平和主義

重要度★



#### (1) 重要ポイント

平和主義については、砂川事件や百里基地訴訟といった判例がありますので、図解を利用 してこれらの事案・判旨を押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

日本国憲法は、戦争に対する深い反省から、平和主義の原理を採用し、戦争と戦力の放棄を宣言しています。

#### 2. 戦争の放棄

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するものとされています(§9I)。 **過去問[17-3]** 

「戦争」とは、宣戦布告や最後通牒により戦意が表明され、戦時国際法規の適用を受けるもののことです。また、「武力による威嚇」とは、武力を背景に自国の主張を相手国に強要すること、「武力の行使」とは、宣戦布告なしで行われる事実上の戦争のことです。

# 3. 戦力の不保持

陸海空軍その他の戦力は、これを保持しないとされています(§9Ⅱ前)。

なお、判例は、「戦力」とは、我が国がその主体となってこれに指揮権・管理権を行使しうる 戦力(我が国自体の戦力)を指し、外国の軍隊は、たとえそれが我が国に駐留するとしても、こ こにいう「戦力」には該当しないとしています(砂川事件:最大判昭34.12.16)。

# 4. 交戦権の否認

国の交戦権は、これを認めないとされています(§9Ⅱ後)。

「交戦権」とは、国際法上の用法に従うと、交戦状態に入った場合に交戦国に認められる権利 と解されます。例えば、相手国の兵の殺傷や軍事施設の破壊、相手国の領土の占領、敵性船舶の 拿捕などをする権利です。

# 5. 平和的生存権

前文2項は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としており、全世界の国民が平和のうちに生存する権利 (平和的生存権)を有することを明文で宣言しています。

# 図解で理解!!

#### <砂川事件(最大判昭 34.12.16)>

1.77.	17-11 (AXXX 13-11 0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
	国が米軍飛行場拡張のための民有地接収を企画して東京都砂川町の測量を開始したた
事案	め、これに反対した地元住民らが基地内に立ち入った行為が、旧日米安全保障条約3条
	に基づく刑事特別法違反に問われ起訴された。
	①9条2項がその保持を禁止した <u>戦力</u> とは、我が国がその主体となってこれに指揮権・
	管理権を行使しうる戦力をいい、外国の軍隊は、たとえ我が国に駐留するとしても、
	ここにいう戦力に該当しない。
	②我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措
	置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然であるから、9条により我が
Mal <b>⊏</b>	国が <u>主権国</u> として持つ固有の <u>自衛権</u> は何ら否定されたものではなく、憲法の <u>平和主義</u>
判旨	は決して無防備・無抵抗を定めたものではない。
	③日米安全保障条約は、主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ
	高度の <u>政治性</u> を有するものというべきであって、その内容が違憲であるか否かの法的
	判断は、 <u>純司法的機能</u> をその使命とする司法裁判所の判断には原則としてなじまない
	性質のものであり、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所
	の司法審査権の範囲外のものである。 <b>過去問 [14-5]</b>

#### <百里基地訴訟(最判平元.6.20)>

	自衛隊の百里基地の建設に際して国と私人の間でなされた用地の売買契約が、98条1項
事案	の「国務に関するその他の行為」に当たり、9条に違反して無効になるのではないかが
	争われた。
	①98条1項にいう「 <u>国務</u> に関するその他の行為」とは、同条項に列挙された法律・命令・
	詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば <u>公権力</u> を行使して <u>法規範</u> を定立す
	る国の行為を意味し、私人と対等の立場で行う国の行為は、このような法規範の定立
判旨	を伴わないから、「国務に関するその他の行為」に該当しない。
	②9条は、その憲法規範として有する性格上、 <u>私法上</u> の行為の効力を直接規律すること
	を目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対して直接適用される
	ものではない。

# [コラム]

平和主義については、平成 17 年度問題 3 肢 2 で条文知識が問われたのみですが、砂川事件や百里基地訴訟は他の論点としても出題可能性のある判例ですので(例えば、砂川事件は違憲審査権、百里基地訴訟は私人間効力)、これらの判例は押さえておく必要があります。

# テーマ6 法人の人権

重要度★★★



#### (¶) 重要ポイント

法人の人権については、八幡製鉄事件・南九州税理士会政治献金事件・群馬司法書士会事 件といった重要判例がありますので、図解を利用してこれらを押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

人権とは、個人の権利ですから、その主体は、本来的には自然人ということになります。

しかし、判例は、憲法第3章に定める国民の権利および義務に関する各条項は、性質上可能な 限り、内国の法人にも適用されるとしています(八幡製鉄事件:最大判昭 45.6.24)。

その理由としては、①法人の活動が自然人を通じて行われ、その効果は究極的には自然人に帰 属すること、②法人が現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることが 挙げられます。

#### 2. 保障される人権の範囲

職業選択の自由・居住移転の自由・財産権のような経済的自由権、請願権・裁判を受ける権利・ 国家賠償請求権のような国務請求権、刑事手続上の諸権利は、法人にも保障されます。また、精 神的自由権については、宗教法人には信教の自由が、学校法人には学問の自由が、報道機関には 表現の自由が、それぞれ保障されています。

これに対して、自然人だけに保障されると考えられる選挙権・生存権・人身の自由などは、法 人には保障されません。なお、政治活動の自由の一環としての政治資金の寄付の自由は、表現の 自由の保障の範囲内に含まれますが、他方、参政権の行使と密接に関わるものでもあるため、法 人に保障されるかが問題となります。

この点につき、判例は、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持・推進 しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのであり、会社によって政治資金の寄付 がなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民によ る寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではないとして、政治資金の寄付の自由を有す るとしています(八幡製鉄事件:最大判昭45.6.24)。 過去問 [63-27、7-26]

#### 3. 保障の限界

法人の経済的自由権については、社会国家の理念(人権の実質的公平を確保しようとする理念) に基づき、自然人よりも広く積極的規制を加えることが許されます。

また、法人の政治的自由についても、法人の有する大きな経済的・社会的実力が一般国民の政 治的自由を不当に制限したり、法人の構成員の政治的自由と矛盾・衝突したりする場合があり得 ますので、自然人とは異なる特別の規制に服することになります。

#### <八幡製鉄事件(最大判昭 45.6.24)>

事案	八幡製鉄(現新日本製鉄)の代表取締役が自由民主党に政治献金をした行為の責任を追
	及して、同社の株主が訴訟を提起した。
	①憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法
	<u>人</u> にも適用される(性質説)。
	②会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持・推進しまたは反対す
	るなどの <u>政治的行為</u> をなす自由を有するのであり、会社によって政治資金の寄付がな
判旨	された場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国
	民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。
	過去問 [63-27、7-26]
	③会社の政治資金の寄付が憲法に違反するものではない以上、民法 90 条に違反するこ
	ともない。

#### <南九州税理士会政治献金事件(最判平 8.3.19)>

事案	強制加入団体である税理士会が、会の決議に基づいて、税理士法を業界に有利な方向に
	改正するための工作資金として会員から特別会費を徴収し、それを特定の政治団体に寄
	付した行為が、税理士会の目的の範囲内の行為か否かが争われた。
結論	税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税
	理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理
	士会の目的の範囲外の行為である。 <b>過去問 [16-4]</b>

# <群馬司法書士会事件(最判平14.4.25)>

	群馬司法書士会が、阪神・淡路大震災で被災した兵庫県司法書士会に対して 3000 万円
事案	の復興支援拠出金を寄付することにし、そのための特別負担金を会員から徴収する総会
	決議を行ったため、この総会決議は無効ではないかが争われた。
	①阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要が
	あったなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付
	が、司法書士会の目的の範囲を逸脱するということはできない。
判旨	②本件負担金の徴収は、会員の政治的または宗教的立場や思想信条の自由を害するもの
	ではなく、また、その額も会員に社会通念上過大な負担を課すものではないから、会
	員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められず、総会決議の効力は会員
	に及ぶ。

# テーマ7 外国人の人権

重要度★★★



#### ● 重要ポイント

外国人の人権については、マクリーン事件といった重要判例がありますので、図解を利用 してこの事案・判旨を押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

判例は、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対 象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解し ています (マクリーン事件:最大判昭53.10.4)。

#### 2. 保障される人権の範囲

#### (1) 自由権一般

国家に干渉されない自由である自由権は、その性質上、原則として外国人にも保障されます。

#### (2) 指紋押捺を強制されない自由

何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有し、この自由の保障は我が国に在留する 外国人にも等しく及びますが、在留外国人についての指紋押捺制度は、憲法に違反するもので はありません(外国人指紋押なつ拒否事件:最判平7.12.15)。 **過去問[13-5、19-6]** 

#### (3) 出入国の自由

外国人の出国の自由は、22 条 2 項を根拠に保障されます(最大判昭 32.12.25)。これに対し て、外国人の入国の自由は、国際慣習法上当然に保障されないと解されています(最大判昭 32. 6. 19)

また、我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているもの でないことから、外国人の再入国の自由も保障されません(森川キャサリーン事件:最判平 過去問 [19-6] 4. 11. 16)

#### (4) 社会権

社会権が、各人の属する国が保障すべき権利であるとすれば、外国人には保障されないとい うことになります。

この点について、判例は、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかに ついては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することがで きるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より 優先的に扱うことも許されるとしています(塩見訴訟:最判平元.3.2)。 **過去問[19-6]** 

#### (5) 参政権

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、外国人には保 障されないものと解されています。

#### ア、選挙権

93 条 2 項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえません(最判平 7.2.28)。

もっとも、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方 公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、法律をもって、地 方公共団体の長・議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止 されているものではありません(同判例)。 過去間 [4-26、12-4、18-2、19-61]

#### イ. 公務就任権

公務就任権(公務員に就任する権利)も広義には参政権と考えられていますので、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、我が国の法体系の想定するところではありません(外国人職員昇任試験拒否訴訟:最大判平17.1.26)。

したがって、地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいており、14 条1項に違反するものではありません(同判例)。 **過去問[19-6]** 

#### 図解で理解!!

#### <マクリーン事件(最大判昭 53.10.4)>

とはできない。

< < 7 )	7一ノ争件(取入刊昭 53.10.4)>
	アメリカ人マクリーンが、在留期間1年として我が国に入国し、1年後にその延長を
事案	求めて在留期間更新の申請をしたところ、法務大臣が、マクリーンが在留中にベトナ
	ム反戦などの政治活動を行ったことを理由に更新を拒否した。
	①22 条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどま
	り、憲法上、外国人は、我が国に入国する自由を保障されているものでないことは
	もちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されて
	いるものでもない。 <b>過去問 [5-22]</b>
	②憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその
	対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶも
	のと解すべきであり、政治活動の自由についても、我が国の <u>政治的意思決定</u> または
判旨	その実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当で
	ないものを除き、その保障が及ぶ。
	過去問 [63-27、2-21、4-21、6-24、18-6、23-4]
	③しかしながら、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内
	で与えられているにすぎず、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を
	在留期間の更新の際に <u>消極的</u> な事情として考慮されないことまでの保障が与えられ
	ているものと解することはできないから、更新拒否処分を違法であると断定するこ

# テーマ8 公務員の人権

重要度★★★



#### (1) 重要ポイント

公務員の政治活動の自由については、猿払事件や寺西裁判官事件といった重要判例がありますので、図解を利用してこれらの事案・判旨を押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

憲法が公務員関係とその自律性を憲法的秩序の構成要素として認めていることから、この憲法 が予定している公務員関係を維持するために公務員の権利を特別に制限することは認められる と解されています。

もっとも、その制限は、国民全体の利益の保障という見地からの内在的制約を内包するにとど まるとされています。

#### 2. 政治活動の自由

国家公務員法 102 条は、①政党または政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、もしくは受領すること、②公選による公職の候補者になること、③政党その他の政治的団体の役員・顧問となることを禁止される政治的行為として列挙するほか、人事院規則で定める政治的行為をしてはならないことを規定しています。

この規定に基づいて定められた人事院規則 14-7 は、政治的目的をもって政治的行為を行う ことを禁止し、これに違反した者に対して、懲戒処分による制裁のみならず刑罰による制裁を科 しています。

この点について、判例は、公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるとしています(猿払事件:最大判昭 49.11.6)。 過去間 [63-27、18-5]

#### 3. 労働基本権

判例は、労働基本権の保障は公務員に対しても及ぶが、この労働基本権は、勤労者をも含めた 国民全体の共同利益の保障という見地からする制約を免れず、公務員の地位の特殊性と職務の公 共性から、その労働基本権に対し必要やむを得ない限度の制限を加えることは、十分合理的な理 由があるとしています(全農林警職法事件:最大判昭 48.4.25)。 過去間 [20-4]

なお、現行法では、①警察職員・消防職員・自衛隊員・海上保安庁または刑事施設に勤務する職員は団結権・団体交渉権・団体行動権(争議権)のすべてが否定されています。また、②非現業の一般の公務員は団体交渉権・団体行動権が否定され、さらに、③現業の公務員は団体行動権が否定されています。

#### <猿払事件(最大判昭 49.11.6)>

	衆議院議員選挙に際し、郵便局に勤務する現業国家公務員が、特定の政党を支持する目
事案	的でポスターの掲示や配布をした行為が、国家公務員法 102 条および人事院規則 14-7
	に違反するとして、国家公務員法 110 条 1 項 19 号に基づき起訴された。
	①公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、
	それが <u>合理的</u> で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容すると
	ころである。 <b>過去問 [63-27、18-5]</b>
	②公務員の政治的行為を禁止することができるかの判断に当たっては、禁止の目的・禁
和口	止の目的と禁止される政治的行為との <u>関連性</u> ・政治的行為を禁止することにより得ら
判旨	れる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の3点から検討することが必
	要である( <u>合理的関連性の基準</u> )。 <b>過去問 [18-5]</b>
	③国家公務員法および人事院規則は、合理的で必要やむを得ない限度を超えるものとは
	認められず、憲法 21 条に違反するものということはできない。
	過去問 [12-4、14-7]

# <寺西裁判官事件(最大決平 10.12.1)>

	通信傍受法案に反対する集会に参加し、「仮に反対の立場で発言しても積極的政治運動
事案	に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する」旨発言した寺西判事補
	が、戒告処分を受けたため、それが無効であるとして争った。
	①裁判所法 52 条 1 号が裁判官に対し「 <u>積極的</u> に政治運動をすること」を禁止している
	のは、裁判官の独立および中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持する
	とともに、三権分立主義の下における司法と立法・行政とのあるべき関係を規律する
	ことにその目的があるものと解される。
判旨	②裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、当該制約が合理的
	で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであると
	いわなければならず、この禁止の目的が <u>正当</u> であって、その目的と禁止との間に <u>合理</u>
	<u>的関連性</u> があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでは
	ないから、21条1項に違反しない( <u>合理的関連性の基準</u> )。

# 《解答のテクニック》

公務員の政治活動については、猿払事件・寺西裁判官事件ともに合理的関連性の基準を採用 して合憲判断を行っていますので、「公務員の政治活動の自由→合理的関連性の基準→合憲」と いう公式として覚えておくとよいでしょう。

# テーマ9 在監者の人権

重要度★★



#### (¶) 重要ポイント

在監者の人権については、被拘禁者の喫煙の自由に関する禁煙処分事件と閲読の自由に関 するよど号ハイジャック新聞記事抹消事件の事案・判旨を、図解を利用して押さえておくこ とが重要です。

#### 1. 総説

在監者とは、監獄(刑事施設)に強制的に収容されている者で、自由刑の受刑者のほかに、未 決拘禁の刑事被告人または刑事被疑者・死刑囚・労役場留置者を含みます。

憲法が在監関係とその自律性を憲法的秩序の構成要素として認めていることから、この憲法が 予定している在監関係を維持するために在監者の権利を特別に制限することは認められると解 されています。

もっとも、その制限は、在監目的を達成するための必要最小限度にとどまるものでなければな らないとされています。

#### 2. 現行法の規定

平成17年に制定された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」は、刑事収容施 設における被収容者の処遇を定めています。

まず、書籍等の閲覧については、原則として、被収容者が自己の書籍等を閲覧することを禁止 し、または制限してはならないとされています。

次に、面会および信書の発受についても、その権利性が高められており、監獄法ではその相手 方は親族に限られていましたが、その範囲が拡大されています。

# 3. 被拘禁者の人権制限

判例は、被拘禁者の自由に対する制限が必要かつ合理的なものであるかどうかは、制限の必要 性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との較量の上に立 って決せられるべきものであるとしています(禁煙処分事件:最大判昭45.9.16)。

被拘禁者の人権制限については、監獄(刑事施設)の長の裁量的判断に委ねられることが多く なっています。例えば、判例は、死刑確定者の信書の発送の許否の判断は、拘置所長の裁量に委 ねられているから、死刑廃止に反対する新聞投書への反論投稿を不許可とした拘置所長の判断に は、裁量権の範囲を逸脱した違法があるとはいえないとしています(最判平11.2.26)。

#### <禁煙処分事件(最大判昭 45.9.16)>

事案	未決拘禁者に対する喫煙禁止の合憲性が争われた。
判旨	①煙草は、生活必需品とまでは断じがたく、ある程度普及率の高い嗜好品にすぎず、喫
	煙の禁止は、煙草の愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感じさせるとしても、それ
	が人体に直接障害を与えるものではないのであり、かかる観点よりすれば、喫煙の自
	由は、13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時・所にお
	いて保障されなければならないものではない。 <b>過去問 [63-27、9-21]</b>
	②被拘禁者の喫煙禁止という程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものであると解す
	るのが相当であり、監獄法施行規則中未決勾留により拘禁された者に対し喫煙を禁止
	する規定が 13 条に違反するものとはいえない。

#### <よど号ハイジャック新聞記事抹消事件(最大判昭 58.6.22)>

事案	勾留中の被疑者が新聞を定期購読していたところ、たまたま発生したよど号ハイジャッ
	   ク事件に関する新聞記事を拘置所長が全面的に抹消したので、その抹消処分が知る権利
	を侵害するものであるとして争った。
	で反音がありのであるとしてもうた。
判旨	①未決拘禁者は、逃亡・罪証隠滅の防止という勾留目的のほか、監獄内の規律・秩序の
	維持のために必要とされる場合にも、身体的自由およびその他の行為の自由に一定の
	制限を加えることが可能である。 <b>過去問 [6-24、18-6]</b>
	②閲読の自由に対する制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより監獄内の規
	律および秩序が害される <u>一般的・抽象的</u> なおそれがあるだけでは足りず、その閲読を
	許すことにより、監獄内の規律および秩序の維持上放置することのできない程度の障
	害が生ずる <u>相当の蓋然性</u> があると認められることが必要である( <u>相当の蓋然性の基</u>
	<u>準</u> )。
	③閲読を許すことによって監獄内における規律および秩序の維持に放置することので
	きない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が存するかどうか、およびこれを防止するた
	めにどのような内容・程度の制限措置が必要と認められるかについては、監獄内の実
	情に通暁し、直接その衝にあたる監獄の長による個々の場合の具体的状況のもとにお
	ける <u>裁量的</u> 判断に待つべき点が少なくない。

# 🔯 《解答のテクニック》

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件の最高裁判決は、未決拘禁者の閲読の自由について、 遠憲審査基準として「相当の蓋然性の基準」を採用しており、明白かつ現在の危険を要求してい るわけではない点を押さえておくと、違憲審査基準の引っかけにも対応できるでしょう。

# テーマ10 私人間効力

重要度★★★



#### (1) 重要ポイント

私人間効力については、三菱樹脂事件や昭和女子大事件といった重要判例がありますので、 図解を利用してこれらの事案・判旨を押さえておくことが重要です。

#### 1. 総説

従来、人権の保障は、公権力と国民との関係において、公権力による国民の権利・自由の侵害 を排除するものであるとされてきました。

しかし、資本主義が高度化するにつれ、社会の中に強い力を持った私的団体(例えば、企業・ 経済団体・職能団体)が生まれ、これらの私的団体によって国民の人権が侵害されるようになっ てきました。

そこで、憲法の基本的人権の規定を適用することにより、これらの私的団体による人権侵害を 排除する必要があるのではないかが問題となります。

#### 2. 人権の私人間効力

判例は、人権規定は、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互 の関係を直接規律することを予定するものではなく、私的自治に対する一般的制限規定である民 法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊 重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、 その間の適切な調整を図る方法も存するとしています(三菱樹脂事件:最大判昭48.12.12)。

このように、判例は、私法の一般条項を、憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用することによっ て、間接的に私人間の行為を規律しようとする間接適用説に立っているといえます。

もっとも、この間接適用説に立ったとしても、①投票の秘密(§15IV)、②奴隷的拘束からの 自由(§18)、③労働基本権(§28)などは、私人間にも直接適用されます。

# 3. 間接適用説の具体例

判例は、就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを 理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとし て民法 90 条の規定により無効であるとし(日産自動車事件:最判昭 56.3.24)、憲法 14 条を、 民法90条を通して間接的に適用しています。

#### <三菱樹脂事件(最大判昭 48.12.12)>

大学卒業後、三菱樹脂株式会社に採用された者が、在学中の学生運動歴について入社試験の際に虚偽の申告をしたという理由で、試用期間終了時に本採用を拒否された。そこで、①人権規定が私人間に適用されるか、②会社が入社試験の際に応募者の思想に関する事項を尋ねることが19条の思想の自由に反しないか、③特定の思想を有することを理由に本採用を拒否することは14条の信条による差別に当たらないかが争われた。

①憲法の自由権的基本権の保障規定は、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。私人間

# 判旨

- るものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合でも憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきではない。 過去間 [63-27、7-26]
- ②企業者が労働者の採否決定に当たり労働者の思想・信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも違法ではない。 過去間 [2-21]
- ③企業者が特定の思想・信条を有する者をそれを理由として雇い入れることを拒んでも、 それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為とすることはできない。

過去問 [62-27、6-24、18-3]

#### <昭和女子大事件(最判昭 49.7.19)>

# 無届で法案反対の署名活動を行ったり、許可を得ないで学外の政治団体に加入したりした行為が、学則の具体的な細則である生活要録の規定に違反するとして、学生が自宅謹慎を申し渡された。これに対し、学生は、マスコミに大学の取調べの実情を公表したため、大学から退学処分を受けた。そこで、学生は、生活要録が憲法に違反することを理由に学生たる地位の確認を求めて争った。 ①私立大学の学則の細則としての性質を持つ生活要録の規定について、直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。 ②私立大学においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって

#### 判旨

- ②私立大学においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって 社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風や教育方針のもとで教 育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるから、学生の政治的 活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上 の学生の自由に対する不合理な制限であるということはできない。
- ③本件退学処分は、社会通念上合理性を欠くものとはいいがたく、懲戒権者に認められた裁量権の範囲内にあるものとして、その効力を是認すべきである。